

車両整備等請負単価契約書（案）

1. 件 名 令和7年度近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所
車両整備等請負業務（単価契約）
2. 整備等物件 別紙仕様書のとおり
3. 整備内容 別紙仕様書のとおり
4. 契約単価等 別紙のとおり
5. 履行場所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所（兵庫県三木市志染町三津田1525）
川代ダム管理所（兵庫県丹波篠山市大山下353-1）
鳴川・大川瀬ダム管理所（兵庫県三田市大川瀬1457-32）
糺屋ダム管理所（兵庫県多可郡多可町中区糺屋677-7）
6. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
7. 契約保証金 免除

上記の物件の整備等について、分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 三好 真二（以下「発注者」という。）と、
（以下「受注者」という。）は、上記各項目及び次の契約条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

（発注者） 住 所 兵庫県三木市志染町三津田1525
氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
三好 真二

（受注者） 住 所
氏 名

(総 則)

- 第1条 受注者は、この契約書に定めるところにより、発注者所有の頭書2に定める物件（以下「物件」という。）について、発注者の求めに応じて必要な整備等を行うものとし、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。
- 2 この契約の履行に際し、発注者受注者間で使用する言語は日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点及び出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第50条の1に基づき、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、これを日本銀行に交付した時点で生ずるものとする。

(再委託)

- 第3条 受注者は、本件契約を履行するにあたって、本件契約の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本契約の履行において、本件契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を発注者に提出し、発注者による承認を受けなければならない。なお、これらの事項を変更する場合も同様とする。

(監督職員)

- 第4条 発注者は、この契約の履行に関し、自己に代わって監督又は指示を行なう職員（以下「監督職員」という。）をおいた場合は、その氏名を受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、この契約書、仕様書に定められた事項の他、次に掲げる職務を行うものとする。
- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾、又は

協議。

- 二 契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答。
- 三 業務の履行状況の確認及び監督。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(使用人に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、業務の履行につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 受注者は、業務に従事させる受注者の使用人について、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者)

第7条 受注者は、業務の履行にあたって業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務責任者等に対する措置請求)

第8条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(発注)

第9条 発注者又は発注者の指定する職員（以下「発注者等」という。）は、整備等を必要

とするときは、整備等の内容、履行期限その他必要な事項を記載した発注書を、業務責任者に交付するものとする。

- 2 発注者等は、前項の規定にかかわらず、故障の発生等により緊急に整備を必要とするときは、直ちに整備を行うことを請求できるものとし、受注者は当該請求に応じるよう努めなければならない。
- 3 発注者は、第1項に定める職員を指定した場合は、当該職員の所属及び氏名を受注者に通知しなければならない。

(検査)

第10条 受注者は、整備等が完了したときは、発注者等に対し遅滞なく必要書類を添えて作業報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者等は、前項に定める作業報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に当該整備等についての検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、発注者等から前項の検査への立ち会いを求められた場合には、検査に立ち会わなければならない。
- 4 発注者等が前項の規定により検査への立ち会いを求めた場合において、受注者が検査に立ち会わない場合は、発注者等は単独でその検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。この場合、受注者は検査結果について異議を申し立てることはできない。
- 5 検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 6 第2項の検査の結果不合格となり、手直しを命じられたときは、受注者は遅滞なく当該手直しを行い、再度検査を受けなければならない。この場合における検査は前5項の規定に準じて行うものとする。

(代金の支払い)

第11条 受注者は、車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を発注者に対し、月単位ごとの車検点検実施前に請求するものとする。なお、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等により金額に変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

- 2 受注者は、前条第2項に定める検査に合格したときは、実施した整備等の数量に別紙に定める単価を乗じて得た金額を発注者に対し請求できるものとする。
- 3 発注者は、前2項に基づく適正な請求書を受理したときは、その日から起算して、30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は発注者が前項に定める期間内に支払をしなかったときには、当該期間が満了した日の翌日から起算して遅延日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

- 5 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき、又は遅延利息の金額に100円未満の端数を生じるときについては、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 発注者等がその責に帰すべき事由により前条第2項に定める期間内に検査を終了しない場合には、その期間を経過した日から検査を終了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間を超える場合には、約定期間は満了したものとみなし、受注者はその超える日数に応じて前項に規定する遅延利息を請求することができる。

（相 殺）

第12条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合には、受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

（契約に定めのない車両、修理及び部品交換に関する整備）

第13条 発注者若しくは車両を保有する部署が、仕様書別紙に定める車両以外の車両を取得した場合においては、当該車両の整備等についても本契約の目的とするものとする。

- 2 受注者は点検作業中に契約に定めのない修理、部品交換が必要となる場合は、発注者等と協議の上、修理、部品交換を行うものとし、後日、単価契約に係る請求時に併せて請求を行うものとする。

（受注者による履行期限の変更）

第14条 受注者は、受注者の責に帰し難い事由により、第9条第1項に定める発注書で定めた履行期限までに整備等を完了できない場合には、発注者等に対し、履行期限の変更を申請することができる。

- 2 発注者等は、前項による申請を受けた場合において、事情やむを得ないと認められる場合は、必要と認められる時期まで履行期限を変更するものとする。

（履行期限の猶予及び遅滞金）

第15条 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により、第9条第1項に定める発注書で定めた履行期限までに整備等を完了できない場合には、発注者等に対し、履行の猶予を申請することができる。

- 2 発注者等は、受注者が履行の猶予を申請したときには、支障がないと認める期限（以下「猶予期限」という。）まで履行を猶予することができる。
- 3 受注者は、履行期限以後、履行を行った日までの日数1日につき、遅滞相当部分に対する代金の年5パーセントを遅滞金として発注者に支払うものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除する

ことができる。

- (1) 受注者の責に帰する事由（受注者の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により、契約の目的を達する見込みがないとき。
 - (2) 受注者が、第2条又は第3条の規定に違反したとき。
 - (3) 受注者又はその使用人が発注者等の行う検査に際し、不正行為を行い、又は発注者若しくは発注者の指名する検査職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。
- 2 前項の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は、契約期間中に整備等を必要とする事項にかかる数量に頭書4に定める契約単価を乗じた額を加えた額（以下「違約金基礎額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。ただし、発注者がこの違約金によっても補てんすることができない損害を被った場合には、受注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、第1項に規定する場合のほか、天災地変等やむを得ない事由によりこの契約を履行することができなくなった場合は契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

- 第17条 受注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第13条第2項に規定する発注者等との協議が整わないとき。
 - (2) 発注者がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。
- 2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合で受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により、行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定める。
- 5 受注者は、第1項に規定する場合のほか、天災地変等やむを得ない事由によりこの契約を履行することができなくなったときは契約を解除することができる。

（危険負担）

- 第18条 発注者受注者双方の責に帰することができない事由により物件が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損は発注者の負担とする。
- 2 前項の物件の滅失又は毀損により受注者が整備等を完了することができなくなった場合は、滅失又は毀損が生じるまでに要した整備等の費用は受注者の負担とする。

（契約不適合）

第19条 第10条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第20条 発注者、受注者は、本契約に定める業務の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行にあたる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金基礎額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の違約金基礎額の100分の10に相当する額のほか、違約金基礎額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第25条 受注者は、第23条の各号及び第24条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第26条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第27条 発注者は、第23条、第24条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第23条、第24条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう
ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」と
いう。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させる
とともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び
捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他)

第29条 この契約について、定めのない事項及び発注者受注者間に紛争又は疑義の生じた事
項については、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。